

公募型プロポーザル実施の公告

(仮称)あやの台北部用地環境影響評価事後調査(その4)委託業務について、公募型プロポーザル方式により契約候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年10月29日

橋本市長 平木 哲朗

1. 業務の概要

(1) 業務年度・番号

令和7年度 第5号

(2) 業務名称

(仮称)あやの台北部用地環境影響評価事後調査(その4)委託業務

(3) 業務内容

(仮称)あやの台北部用地環境影響評価事後調査(その4)委託業務要求水準書のとおり

(4) 業務期間

契約締結の翌日から令和12年3月20日まで

(5) 見積限度額

49,775,000円(消費税及び地方消費税を含む)

2. 参加資格要件

応募者は、本業務を行う能力を有する単独企業とし、次の(1)から(9)のいずれの条件も満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 橋本市建設工事及び委託業務請負業者選定規程(平成18年橋本市訓令第44号)に規定する令和6・7年度入札参加有資格業者登録名簿に登録されていること。
- (3) 橋本市建設工事等契約に係る入札参加資格停止基準(平成18年橋本市告示第271号。以下「入札参加資格停止基準」という。)に基づく入札参加資格停止期間中でないこと。
- (4) 橋本市建設工事等暴力団排除対策措置要綱(平成18年橋本市告示第169号)に基づく入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の規定による登

録において建設環境部門の登録がなされていること。

(7) プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメント認証を得ていること。

(8) 下記に示される同種業務について、平成27年度以降公告日までに元請けとして完了した業務において1件以上の実績を有する者であること。

- ・同種業務：国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者（※別紙参照）の発注した「環境影響評価法又は環境影響評価条例に基づく事後調査業務」もしくは「環境影響評価法又は環境影響評価条例に基づく環境影響評価業務」

(9) 配置予定技術者は、次の要件を全て満たす者を適正に配置すること。配置する予定技術者はそれぞれの職務を兼務することが出来ない。なお、配置予定技術者は公告日を基準日として受注者と3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

① 管理技術者・照査技術者及び主担当技術者

下記1)、2)に示す条件を満たす者であること。

1) 技術士「建設部門：建設環境」及び次のいずれかの資格を有するものとし、管理・照査・担当技術者で全ての資格を保有すること。

- ・環境計量士（騒音・振動）
- ・一級ビオトープ計画管理士又は一級ビオトープ施工管理士
- ・自然再生士

2) 3.(8)に示す同種業務に従事した実績を有する者。ただし、再委託による業務は除く。

3. 契約候補者の選定

(仮称) あやの台北部用地環境影響評価事後調査（その4）委託業務募集要領のとおりとする。

4. 募集要領等の交付及び交付方法

(1) 交付開始

令和7年10月29日（水）から

(2) 交付方法

橋本市ホームページ

5. 業務担当部局

橋本市 経済推進部 企業誘致室

〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

TEL 0736-33-1211

FAX 0736-33-2674

メールアドレス shoko@city.hashimoto.lg.jp